

県立延岡病院売店運営業務募集要項

1 目的

この要項は、県立延岡病院内において、病院利用者及び病院職員等を対象として飲食料品及び日用品等を取り扱う売店の運営を行う事業者（以下「運営事業者」という。）を公募型プロポーザル方式により選定するため必要な手続き等について定め、この要項に基づき運営事業者を募集する。

2 業務概要

- (1) 業 務 名 県立延岡病院売店運営業務
- (2) 業務場所 宮崎県延岡市新小路 2-1-10
- (3) 業務内容 別紙仕様書のとおり
- (4) 事業方式
 - ア 運営事業者に対し、病院建物の一部を有償で貸し付けるものとする。
 - イ 運営事業者は、売店及び休憩スペース（以下「売店等」という。）の運営に必要な建物の内装・設備工事、什器・備品の調達を行うとともに、店舗の運営を行うものとする。
 - ウ 運営事業者がフランチャイズ契約によりフランチャイズ加盟店として売店を運営することを可能とする。
- (5) 貸付場所及び面積
 - 県立延岡病院 1 階 126.67 m²（売店 85.47 m²、休憩スペース 41.2 m²）
 - ※任意（倉庫敷地 9.8 m²、ストックヤード敷地 13.5 m²、室外機敷地 2.0 m²程度）

3 応募資格要件

次の要件を満たす法人又は個人に限り応募することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項各号に掲げられた者でないこと。
- (2) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更正手続開始の申立てがなされていない者であること。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始又は会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けたものについては、再生手続開始又は更正手続開始の申立てがなされなかった者とみなす。
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団及び第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
また、これら暴力団及び暴力団員と、密接な関係を有していないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成 11 年法律第 147 号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと。
- (5) 法令等の規定により許認可等を必要とする場合は、その許認可等を受けていること（見込みを含む。）。
- (6) 法人の場合は宮崎県内に事業所（本店、支店、営業所）又はフランチャイズ加盟店を有し、個人の場合は宮崎県内に居住し業を営んでいること。
- (7) 売店の運営業務において、良好な運営実績を 2 年以上有していること。
- (8) 県税に滞納がないこと。

4 公募条件等

- (1) 貸付料等
 - ア 貸付期間
 - (ア) 売店敷地及び休憩スペース、倉庫敷地、ストックヤード、室外機敷地の貸

付けは一体の契約とし、貸付期間は店舗改装期間・原状回復期間を含め、原則として以下のとおりとする。ただし、倉庫、ストックヤード、室外機については運営事業者が設置不要と判断した場合は、それらの敷地は貸付対象とならない。

① 売店、倉庫、ストックヤード、室外機
令和9年3月21日から令和14年3月20日までの5年間

② 休憩スペース
令和9年3月1日から令和14年2月29日までの5年間

(イ) 上記の規定にかかわらず、病院が公用又は公共用に供する必要が生じたとき、運営事業者が貸付条件に違反する行為を行ったとき、その他病院が必要と認めるときは、貸付契約を解除することがある。

(ウ) 前の運営事業者が契約期間満了に伴う原状回復のために本契約期間終了前に一営業日以上売店の営業を行わないとした場合及び運営事業者が店舗改装等により契約期間開始日以降一営業日以上売店設置場所での営業を行わない場合は、患者サービスを維持するために、運営事業者において売店での営業が行われない期間について当院が指定する場所(休憩スペース)で仮営業することを義務付けるものとする。

イ 貸付料

(ア) 運営事業者として決定した者が応募時に提示した賃借料見積額(消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)抜き)に消費税等を加えた金額を1年間の貸付料とする。ただし、屋外に倉庫・ストックヤード・室外機を設置する場合は、それらの敷地分の貸付料には消費税等は不要とする。

＜参考：貸付料算定要領に基づく貸付料の標準年額・総額
(倉庫・ストックヤード・室外機を除く)＞

年額 1, 180, 553円(消費税等込み)

総額 5, 902, 765円(消費税等込み)

(イ) 年額貸付料は、病院長が発行する納入通知書により、病院長が指定する期日までに全額納入すること。

なお、納入通知書は年度毎に発行するため、令和8年度分として、令和9年3月31日までの貸付料に相当する額に係る納入通知書が発行され、令和9年度～平成12年度までの4年間は年額貸付料相当分の納入通知書となり、令和13年度分は、令和13年4月1日から令和14年3月20日(休憩スペースについては令和14年2月29日)までの貸付料相当分の納入通知書となる。

ウ 契約解除時の貸付料の返還等

(ア) 運営事業者の責に帰すことのできない事由により契約解除する場合は、既に運営事業者が納入した貸付料のうち未経過期間に対応する貸付料を運営事業者の請求により返還する。ただし、この場合において、原状回復費用その他の費用は請求できない。

(イ) 設置者の責に帰する事由により契約解除に至った場合は、未経過期間があったとしても貸付料は返還しない。

エ 光熱水費及びその他必要経費

次に掲げる経費及び売店等の設置及び撤去に関する工事費、移転費等の一切の費用は、運営事業者の負担とする。

なお、売店等の設置にあたって、電気料及び上下水道料を算定するための子メーター又は稼働状況を示すカウンターを運営事業者の負担で設置し、それらを基に病院長が算定した電気料及び上下水道料について、貸付料とは別に、病院長の指定する期日までに納入すること。

① 貸付部分に係る光熱水費

② 貸付部分に係る清掃、廃棄物等の処理経費

③ 通信運搬費、消耗品費及びその他売店等の運営に関する一切の経費

④ 利用者による貸付部分の設備汚損、破損に対する対応経費

⑤ 売店等の運営に当たり、利用者に損害を与えた場合の損害回復及び賠償経費

⑥ 貸付部分に係るセキュリティー経費及び商品等に係る火災保険料等

オ 病院出入口の開閉時間

平日の午後 6 時から翌日の午前 8 時まで、及び土日・祝日は南側の時間外受付入口以外は閉鎖する。

カ 環境配慮

売店等の運営に当たっては、省エネルギー、ノンフロン等環境負荷を低減した店舗運営に努めること。

(2) その他

運営事業者が必要とする場合は、事務室等スペース (18.67 m²) について、病院局公有財産取扱規程第 17 条の規定に基づく行政財産の目的外使用許可を受けることにより貸し付けを受けることができる。貸し付けを希望する場合は、下記「9 企画提案書」(7) 自由提案」に利用方法を記載すること。

ただし、使用許可期間は令和 9 年 3 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日までであり、期間終了後の使用を保証するものではないことに留意すること。

5 禁止行為

(1) 売店運営という目的を逸脱した物件の使用、高度医療を提供している地域の中核病院としての当院の信用失墜につながりかねない行為、利用者を危険にさらす行為はしてはならない。

(2) 売店等を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

(3) 病院長が認める場合を除き、売店等の設置及び管理運営に必要な一切の業務を第三者に委託してはならない。

6 維持管理責任

(1) 商品補充、金銭管理など売店の維持管理については、運営事業者が自己責任で行うこと。

なお、盗難等により商品等が汚損又は毀損したときは、運営事業者の負担により速やかに復旧すること。

(2) 衛生管理及び感染症対策については、関係法令等を遵守するとともに、関係機関等への届出、検査等が必要な場合は、遅滞なく手続等を行うこと。

(3) 売店の運営等に関する問い合わせ及び苦情については、運営事業者の責任において適切に対応すること。

7 公募プロポーザルに係るスケジュール

公告開始、募集要項等の配布	令和 8 年 10 月 30 日 (金)
参加資格及び参加申込書等に係る質問の受付	令和 8 年 11 月 11 日 (水) 午後 5 時まで
参加資格及び参加申込書等に係る質問の回答	令和 8 年 11 月 16 日 (月) まで随時
参加申込書等提出期限	令和 8 年 11 月 20 日 (金) 午後 5 時まで
審査ヒアリング	令和 8 年 12 月 15 日 (火) 頃
審査結果の通知	令和 8 年 12 月 22 日 (火) までに

8 応募申込手続き

(1) 募集要項等の配布

ア 交付期間

令和 8 年 10 月 30 日 (金) から 11 月 11 日 (水) までの休日 (宮崎県の休日を定める条例 (平成元年宮崎年条例第 22 号) に規定する休日をいう。以下同じ。) を除く期間、午前 9 時から午後 5 時まで (ただし、午後 0 時から午後 1 時までを除く)

イ 交付場所

下記「13 担当」の場所又は県立延岡病院ホームページからダウンロード
<https://nobeoka-kenbyo.jp>

(2) 参加申込書等の提出

ア 提出書類

- ① プロポーザル参加申込書（様式1）
 - ② 役員等一覧（様式2）
 - ③ 誓約書（様式3）
 - ④ 会社概要書（様式4）
 - ⑤ 企画提案書（様式5の1～8）
 - ⑥ 県税の納税証明書（発行後3ヶ月以内のものに限る）
 - ⑦ （法人の場合）
 - ・ 法人登記簿謄本（現在事項全部証明）
 - ・ 損益計算書、貸借対照表及び剰余金または欠損金の処置状況を明らかにした書類（直近の過去3カ年分）（個人の場合）
 - ・ 住民票記載事項証明書（様式任意）
 - ・ 直近の所得税確定申告書の写し（所得税青色申告決算書の写し含む）
 - ⑧ 上記3（5）に係る許認可等を受けていることを証する書類の写し（発行後3ヶ月以内のものに限る）
 - ⑨ 上記3（7）に係る実績を確認できる書類（様式任意）
- ※ 運営事業者がフランチャイズ契約により、フランチャイズ加盟店として、売店を運営する場合は、フランチャイズ本部との協定書（任意様式）を提出すること。

イ 提出期限、提出場所、提出部数及び提出方法

提出期限：令和8年11月20日（金）午後5時必着

提出場所：下記「13 担当」の場所

提出部数：様式は全て片面印刷とし、上記（2）アの⑤企画提案書は10部（正本1部、副本9部）、それ以外は1部提出すること。

提出方法：持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。）による。なお、持参の場合の受付時間は午前9時から午後5時まで（休日を除く。）とする。

ウ 参加申込書等の書き換えの禁止

応募者は、いったん提出した申込書等の書き換え、引き換え又は撤回をすることはできない。

（3） 応募申込みの無効

次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

ア 応募資格のない者が行った応募申込み

イ 応募申込みに関し不正な行為を行った応募申込み

ウ 応募申込書等の氏名、印鑑その他主要な部分について誤脱又は判読不能なものがある申込み

エ 記名押印を欠く応募申込み及び金額を訂正した応募申込み

オ 応募申込書等（添付書類を含む）に虚偽の記載を行った応募申込み

カ 受付期間満了までに応募申込みがなかったもの

キ 応募に関し、病院の担当職員の指示に従わなかった者の応募申込み

ク 前各号に掲げるもののほか、募集要項に規定する応募に関する条項に違反した者の応募申込み

（4） 参加辞退

参加申込書等の提出後に、以降の参加手続を辞退する場合は、辞退届（様式6）を、下記「13 担当」に持参又は郵送すること。

9 企画提案書

企画提案書は、様式5-1を表紙に、以下の項目（1）～（7）の順に作成し、綴じて1冊とすること。規格はA4判とし、簡潔にわかりやすく記入すること。

（1） 運営方針

売店運営の基本方針について提案すること。

（2） 運営体制

店舗、休憩スペースのレイアウトイメージ、営業時間、利用者からの要望・クレームへの対応、人員配置計画、教育研修体制、新型コロナウイルス感染症への対応、地元貢献等の運営体制について提案すること。

- (3) メニュー構成
店舗等で販売を予定している商品・サービスの種類、予定価格、精算方式の簡易性について提案すること。
- (4) 衛生・安全管理対策
衛生管理体制、清掃計画、事故防止・安全対策について提案すること。
- (5) 収支計画
年間の収支予測、初期投資の考え方について提案すること。
- (6) 賃借料（年額）
売店、休憩スペース賃貸料の年額（消費税等別）について提案すること。
売店、休憩スペースに加え、屋外に倉庫、ストックヤード等の敷地が必要な場合は、それぞれの面積及び敷地分の賃借料（年額）を明らかにすること。
- (7) 自由提案
上記(1)～(6)以外に、病院の規模や機能を考慮した上で、医療従事者・患者サービスの向上のための取組等、利用者にとって有意義となる独自の提案があれば記載すること。また、事務室等スペースの利用を希望する場合は、その用途を記載すること。

10 質問及び回答

- (1) 質問方法
本要項及び別紙仕様書についての質問は、質問書により電子メールで行うこと。
口頭による質問は受け付けない。
- (2) 受付期間
令和8年10月30日（金）から令和8年11月11日（水）までの休日を除く期間、午前9時から午後5時まで。
- (3) 回答方法
県立延岡病院ホームページで公表する。
なお、質問の回答は、本要項、仕様書等の追加又は修正とみなす。
- (4) 受付場所
下記「13 担当」に同じ。
- (5) その他
応募事業者から希望があれば、現在の運営事業者と協議し、参加申込受付期間内に現場確認の機会を設けたいと考えているので、現場確認を希望する場合は、希望する旨を令和8年11月6日（金）までに「13 担当」まで申し出ること。
この場合において、現場確認日時は、当院と現在の運営事業者の都合で決定する。
なお、現地確認は当該公募型プロポーザルに参加するための要件ではないが、参
現地確認を行わなかったことによる不知等を理由として、異議を申し立てることはできない。

11 審査方法等

- (1) 審査方法
本審査は、別紙「評価基準表」に基づき、病院職員で構成する選定委員会において、企画提案書の内容及び下記「(2) 審査ヒアリング」結果等を総合的に評価し、最優秀者を1者、優秀者（次点）を1者選考する。
- (2) 審査ヒアリング
本審査を行うにあたり、企画提案に係るプレゼンテーション及びヒアリングを行う。
ア 実施日：令和8年12月15日（金）頃
本審査日程及び場所等については別途通知する。
イ 実施方法：実施時間は1応募事業者当たり20分以内とし、そのうちプレゼンテーションにかかる時間は10分以内とする。
- (3) 審査結果の通知
審査結果は、令和8年12月22日（金）までに、応募事業者全員に書面により通知する。
なお、審査結果及び審査の経過についての問合せ、異議の申立てには応じない。

- (4) 決定後の手続き
最優秀者を優先交渉権者とし、契約締結に向けて業務に関する詳細協議を行う。
なお、協議が整わず契約の見込みがないときは、優秀者と契約に向けた協議を行う。

12 その他留意事項

- (1) 応募事業者は、参加申込書等の提出をもって募集要項、応募等様式集、仕様書等の記載内容を承諾したものとみなす。
(2) 運営事業者決定後、病院が求める営業条件等を満たせないと判断した場合は、決定を取り消すことがある。
(3) 提出書類について、字句の誤り以外、提出後の追加及び変更は認めないが、審査に必要な書類の提出を求める場合がある。また、同一提案者が二つ以上の提案をすることはできない。
なお、提出書類等は審査等が終了しても返却しない。
(4) 提出書類の複製を作成する場合がある。また、宮崎県情報公開条例に基づき公開する場合がある。
(5) 応募者が提出する書類の著作権は、応募者に帰属する。ただし、病院が必要とする場合は、応募者の承諾を得て提出書類の内容を無償で利用できるものとする。
(6) プロポーザル参加申請に係る費用は、提案者の負担とする。
(7) 本募集の開始から選考終了までの間、当院に対する営業活動は禁止する。
(8) 本募集の参加により病院から知り得た情報は、他者に漏らしてはならない。

13 担当

〒882-0835

宮崎県延岡市新小路2-1-10

県立延岡病院 医事・経営企画課 財務担当（那須・鈴木）

電話 0982-32-6781

FAX 0982-32-6759

E-mail nobeoka-hp@pref.miyazaki.lg.jp

※ メール送付の場合は、件名の一番前に（財務担当宛て）と記載すること。